秋田県子どもの貧困対策計画（仮称）素案の概要

福祉環境委員会提出資料 平成27年12月8日 福祉政策課

【計画策定の主旨】

・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて、子どもの貧困対策の総合的な推進を図る。

【計画の性格】

・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、都道府県子どもの貧困対策計画として策定。

【計画期間】 平成２８年度から３２年度までの５年間

【基本的な認識】

どのような社会状況にあっても、家庭の生活困窮が原因で、子どもたちの健全な成長や、自らの夢の実現に向けた進路選択に影響が生じるようなことがあってはならない。

一方、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えにくいというのが実情である。

こうした中で、子どもの貧困対策を着実に推進していくため、貧困の問題を抱える子どもたちの状況をできる限り早期に把握するとともに、その問題が深刻化する前に的確な支援につなげることを基本的な方針として、計画の策定に取り組むこととする。

【課　題】

○問題の把握の難しさ

子どもの貧困の定義や基準が必ずしも明確ではないほか、所得額をはじめ各世帯の実情の正確な把握は難しく、貧困家庭の子どもの把握が困難である。

○世帯ごとの状況の多様さ

子どもの年齢や世帯の状況に応じて、抱える問題が多様であり、個々のケースに対応しつつ問題の解決を図っていくためには、幅広く様々な支援策が求められる。

○抱える問題の複雑さ

生活困窮の原因は単純ではなく、複数の問題が複雑にからみ合う場合が多いことから、特定の機関だけでなく、多くの関係者団体・機関による対応が求められる。

【計画の目指す姿】

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現。

【計画の推進方針】

福祉・教育の分野における問題ケースの早期把握 → 関係者等の連携による適切な支援制度等へのつなぎ → 複雑なケースを解決に導くための支援策のコーディネート

↓

切れ目のないきめ細かな支援に向けた施策体系の整備

【計画策定スケジュール】

平成27年12月	社会福祉審議会での意見聴取
平成28年１月	パブリックコメントの実施
平成28年２月	社会福祉審議会での審議 県議会に説明
平成28年３月	計画決定

【早期に把握し、適切な支援につなぐための取組】

福祉分野等	教育分野
■民生委員による地域での見守り活動 ■訪問事業者等の協力による地域見守りネットワーク活動 ■市町村社協職員やコミュニティソーシャルワーカーによる地域見守り活動 ■福祉事務所による見守り・相談（生活保護ケースワーカー、母子父子自立支援員、家庭相談員） ■ひとり親家庭就業・自立支援センターによる相談対応と各種福祉制度等の情報提供 ■生活困窮者自立支援事業による相談内容の分析と関係機関へのつなぎ、支援プランの作成と伴走型の支援	■教職員による児童生徒の観察 ■教職員による家庭・地域社会での生活状況の把握 ■教職員、スクールカウンセラー等の児童生徒や保護者との面談 ■フリーダイヤル「すこやか電話」による相談 ■家庭教育支援チームによる課題を抱える家庭への支援 ■スクールソーシャルワーカーによる学校と支援関係機関のコーディネート

【支援のための取組】

	福祉分野等	
	経済的な支援	その他の支援
子どもへの支援	・ひとり親家庭への保育料助成 ・生活保護制度（教育扶助、生業扶助、奨学金等の収入認定除外等） ・生活福祉資金の貸付（教育支援資金）	・ひとり親家庭の保育所の優先入所 ・ひとり親家庭の公営住宅の優遇入居 ・児童養護施設退所者の就職やアパート賃借契約を行う際の身元保証人確保 ・里親委託制度
保護者への支援	・生活保護制度（生活扶助等） ・ひとり親家庭等に対する資金貸付 ・児童扶養手当の支給 ・生活困窮者自立支援制度（就労等の自立相談支援、支援プラン作成、家賃費用の給付等）	・ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談、求人情報の提供 ・ひとり親家庭の親に対する職業能力開発講座受講料の補助

	教育分野	
	経済的な支援	その他の支援
小・中学校期（７～15歳）	・要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助（学用品費、学校給食費等） ・特別支援教育就学奨励費の支給	・少人数学級等によるきめ細かな指導 ・地域による学習支援（放課後・土曜日の子ども教室や放課後の学習支援） ・健康の保持増進に向けた食育の推進
高・大学等期（16歳～）	・高等学校等への就学支援金の給付、私立高校の入学料・授業料軽減への支援 ・高校生等奨学給付金の支給 ・高校中退者の学び直しへの支援（授業料等） ・県育英会による無利子奨学金の貸与、学生寮の運営支援 ・日本学生支援機構による奨学金の貸与	・学習や学校生活に困難を来す生徒に対する校内支援 ・中途退学者に対する追跡調査の実施と支援

子どもの貧困対策計画（仮称）における指標・目標値について

福 祉 政 策 課

１．設定の考え方

計画の目指す姿を明らかにするとともに、進行管理を的確に行うため、国が掲げる２５の指標のうち本県の数値があるものを中心に、本計画の指標・目標値として設定する。

２．設定の内容

次の２種類の指標を掲げる。

	設　定　趣　旨　等
① 目指す姿を表す指標	計画の目指す姿を明らかにするための指標として設定する。定性的な目標に向けて、数値の改善等を図る指標とする。 【指標の例】 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 （目標：一般世帯の高等学校等進学率との格差縮小）
② 施策推進上の指標	計画の的確な進行管理に資するため、県が事業や施策を推進した結果として達成すべき状態を目標値として掲げる。 【指標の例】 生活困窮者自立支援事業の相談者数

参考資料

「要支援世帯を把握するためのアンケート調査」について

福祉政策課

1　調査の概要

調査対象　　県内の民生委員・児童委員（主任児童委員除く）３，０６０人
調査期間　　平成２７年８月～１１月
回答数　　２，２１２（回収率　７２．３％）

2　調査結果

①担当世帯数

	調査項目	世帯数	
ア	担当地区の全世帯数	274,380世帯	
イ	うち、民生委員が関わっている又は関わる必要があると思われる世帯数	53,699世帯	19.6%（イ÷ア）

②実態の把握状況（イの内訳）

	調査項目	世帯数	構成比
ウ	訪問等により、よく把握できている	37,012世帯	60.4%
エ	地域の情報等により、ある程度把握できている	18,690世帯	30.5%
オ	会うことができずあまり状況をつかめない	5,557世帯	9.1%

③支援を要すると思われる世帯（ウ及びエの内訳）

	調査項目	世帯数	構成比
カ	福祉サービス等による積極的な支援や介入が必要	5,131世帯	12.1%
キ	誰かがときどき様子見の訪問をする程度の支援は必要	12,039世帯	28.5%
ク	今のところ特に支援は必要ない	25,107世帯	59.4%

④支援が必要な理由（カ及びキの内訳）　(16%) ひとりぐらい (1割)

	調査項目	世帯数	構成比
a	子どもが貧困の状態にあると思われる	113世帯	0.6%
b	経済的な支援が必要と思われる	1,381世帯	7.5%
c	安否確認や介護等を要する高齢者がいる（認知症を除く）	7,170世帯	39.2%
d	認知症の方がいる	1,623世帯	8.9%
e	病気を抱える方がいる	3,895世帯	21.3%
f	障害のある方がいる	2,033世帯	11.1%
g	ひきこもりの方がいる	521世帯	2.8%
h	育児・子育ての悩みや負担等が大きい	144世帯	0.8%
i	その他	1,434世帯	7.8%